

保護者の皆様

(一財)大阪教育文化振興財団
放課後事業課

朝用

令和5年度「いきいき」活動時間延長利用の申込みについて(お知らせ)

令和5年度の「いきいき」活動時間延長を次のとおり実施いたします。

活動時間延長利用を希望される方は、次の要領により申込みいただきますようお知らせいたします。

記

	朝の時間延長	
延長時間	午前8時～8時30分	
実施日	長期休業日【土曜を除く】と代休活動日	
利用料金	1年間 5,000円 (1年を通じての申し込み)	
利用料金の支払	金融機関での口座振替(年1回27日に口座引落し)	
実施の可否	「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が5人以上になれば実施を決定する。結果は、ポスターにて周知する。	
申込み期日	在校生	12月5日(月)～12月17日(土)
	新1年生	入学説明会の1週間後
申込み方法	在校生	「いきいき活動室」にある「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入して、活動室へ提出する。(13時30分～18時)
	新1年生	入学説明会後1週間以内に、「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入して、活動室に提出する。(13時30分～18時)
利用辞退について	途中での辞退はできません。	
利用条件	* 申込時点で、利用料金が未納の方は、受付できません。 ① 延長利用申込者が5人以上あり、5人以上の口座振替の手続きが確認できた時点で、実施決定となります。 ② 利用料金は、年1回27日に口座から引落としとなります。4月までに申込の場合は、4月の引落としとなります。(27日が、土・日・祝日の場合は翌営業日となります。) なお、年度途中での返金はありません。 ③ 長期休業中ごとに、利用予定日を提出してください。 ④ 朝延長は午前8時から8時30分までの30分です。8時より早く登校しても校内に入ることとはできません。児童の安全のために登校は8時以後にしてください。	
お問い合わせ先	(一財)大阪教育文化振興財団 放課後事業課 06-6253-6217	

★「朝延長」は「夕方延長」と別の扱いとなります。したがって、それぞれに申込みが必要です。
★それぞれの申込み人数により、①朝のみ実施、②夕方のみ実施、③両方実施、④両方実施しない、の4つのケースが生じます。

個人情報の取り扱いについて
 ■ 参加申込書(別紙)に、ご記入いただきました個人情報は、保護者へのご連絡や統計資料のためにのみ使用いたします。
 ■ 事業者: 大阪市
 ■ 個人情報の取扱い、苦情及びご相談に関するお問合せ先
 個人情報保護管理者代理人 一般財団法人大阪教育文化振興財団 総務課長 宛 Tel: 06-4963-2527(月～金10:00～17:00)

夕方用

令和5年度「いきいき」活動時間延長利用の申込みについて（お知らせ）

令和5年度の「いきいき」活動時間延長を次のとおり実施いたします。

活動時間延長利用を希望される方は、次の要領により申込みいただきますようお願いいたします。

記

夕方の時間延長	
延長時間	午後6時～7時
実施日	長期休業日を含む平日【土曜を除く】と代休活動日
利用料金	1ヶ月 5,000円 (1年を通じての申込み 日割り計算はしない)
利用料金の支払	金融機関での口座振替（利用月の27日に口座引落し）
実施の可否	「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が5人以上になれば実施を決定する。結果は、ポスターにて周知する。
申込み期日	在校生 12月5日（月）～12月17日（土）
	新1年生 入学説明会の1週間後
申込み方法	在校生 「いきいき活動室」にある「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入して、活動室へ提出（13時30分～18時）
	新1年生 入学説明会后1週間以内に「活動時間延長利用申込書」と「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入して、活動室へ提出（13時30分～18時）
利用辞退について	年間利用が原則ですが、やむを得ない理由により利用を辞退する場合は、辞退月の前月10日までに「辞退届」を提出する。（7月から辞退の場合、6/10まで）
利用条件	* 申込時点で、利用料金が未納の方は、受付できません。 ① 申込者が5人以上あり、5人以上の提出書類の内容が確認できた時点で実施の決定となります。 ② 利用料金は、利用月の27日に口座引落としとなります。初回4月分は、4月27日の引落としになります。（27日が、土・日・祝日の場合は翌営業日となります。） ③ 残高不足で口座引落としができなかった場合、翌月に合算して引落します。翌月も引き落としができなかった場合、別途振込用紙を発行しますので、郵便局で手続きをしてください。（振込手数料は、保護者様の負担となります。）なお、2ヶ月を過ぎても入金いただけない場合、活動時間延長の利用を停止します。 ④ 午後7時までのお迎えを守っていただけないケースが続きますと、利用をお断りすることがあります。 ⑤ 利用の辞退については、上記のとおりですが、一度辞退された場合、その年度内の再利用はできません。なお、4月・5月・6月は「辞退」はできません。 ⑥ 「辞退届の提出忘れ」や、「1ヶ月間一度も利用しなかった」などの理由による振替後の返金に応じることはできません。 ⑦ 辞退届提出時点で、料金の未納がある場合は、支払確認ができた時点での辞退受付となります。
お問い合わせ先	(一財)大阪教育文化振興財団 放課後事業課 06-6253-6217

個人情報の取り扱いについて

■ 参加申込書（別紙）に、ご記入いただきました個人情報は、保護者へのご連絡や統計資料のためにのみ使用いたします。

■ 事業者：大阪市

■ 個人情報の取扱い、苦情及びご相談に関するお問合せ先

個人情報保護管理者代理人 一般財団法人大阪教育文化振興財団 総務課長 宛 Tel：06-4963-2527（月～金10：00～17：00）